

平成 28 年 10 月 3 日

各 位

会 社 名 シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社  
(管理会社コード 16714)  
代表者名 代表取締役社長 水嶋 浩雅  
問合せ先 業務本部 山口 節一  
(TEL:03-5208-5211)

日経カバードコール指数上場投信の信託終了（繰上償還）  
および重大な約款変更に関する書面決議基準日設定のお知らせ

当社は、平成 28 年 10 月 3 日に「日経カバードコール指数上場投信」（証券コード:1565）（以下「本 ETF」といいます。）について、繰上償還およびそれに伴う重大な約款変更を提案し、法令に基づき書面による決議を行うこと、および、平成 28 年 10 月 25 日を基準日とし、当該基準日現在の受益者名簿上の受益者を、当該書面決議において議決権を行使できる受益者と定めることを決定しましたので、お知らせいたします。

なお、当該繰上償還およびそれに伴う重大な約款変更にかかる書面決議が可決された場合、平成 29 年 1 月 10 日に当局への届出を行い、平成 29 年 1 月 11 日付で約款変更を実施して、平成 29 年 1 月 17 日を信託終了日として繰上償還する予定です。

記

1. 対象ファンド

日経カバードコール指数上場投信

2. 繰上償還およびそれに伴う重大な約款変更に関する日程（予定）

書面決議の対象受益者の確定基準日	平成 28 年 10 月 25 日（火）
書面決議に関する書類発送日	平成 28 年 11 月 17 日（木）
議決権行使書面による議決権行使期限	平成 28 年 12 月 5 日（月）
書面決議日	平成 28 年 12 月 12 日（月）
買取請求開始日（予定）	平成 28 年 12 月 15 日（木）
買取請求終了日（予定）	平成 29 年 1 月 5 日（木）
約款変更実施日（予定）	平成 29 年 1 月 11 日（水）
信託終了日（予定）	平成 29 年 1 月 17 日（火）
償還金支払開始日（予定）	平成 29 年 2 月 24 日（金）

### 3. 東京証券取引所における売買に関する日程（予定）

「監理銘柄」への指定	平成 28 年 10 月 3 日（月）
「整理銘柄」への指定	平成 28 年 12 月 12 日（月）
東京証券取引所における最終売買日	平成 29 年 1 月 12 日（木）
上場廃止日	平成 29 年 1 月 13 日（金）

※ 最終売買日までは東京証券取引所での売買が可能です。

### 4. 繰上償還および約款変更の内容および理由

#### ●内容

- ・無期限としていた信託期間を変更し平成 29 年 1 月 17 日までとする。
- ・繰上償還に伴い償還金支払いに関する規定に所要の変更を行う。

#### ●理由

- ・本 ETF は、平成 23 年 12 月 21 日に純資産総額が 10 億円で設定され、平成 23 年 12 月 22 日に東京証券取引所に上場いたしました。設定来、本 ETF の「運用の基本方針」に則り、本 ETF の基準価額の変動率を対象指標の変動率に一致させることを目指して運用を行って参りましたが、残念ながら、平成 28 年 8 月 31 日の純資産総額は約 1 億 53 百万円となっております。

当社では、本 ETF の純資産総額が減少していることから、本 ETF は「運用の基本方針」に規定された対象指標への連動性を維持した運用の継続が困難な状況にあると考え、本 ETF を繰上償還することが受益者にとって有利と判断いたしました。

- ・本 ETF の繰上償還に伴い、信託約款の一部に所要の変更を行います。

### 5. 書面決議の判定

議案に関する書面決議は、賛成の意思表示をされた受益者（約款の規定に基づき、議決権を行使されず賛成とみなされた方を含みます。）が保有する平成 28 年 10 月 25 日現在の受益権口数が、平成 28 年 10 月 25 日現在の受益権総口数の 3 分の 2 以上であった場合に可決されます。

### 6. 書面決議に反対された受益者の買取請求手続き

議案に関する書面決議が可決された場合は、書面決議に反対された受益者は平成 28 年 12 月 15 から平成 29 年 1 月 5 日までの間に、本 ETF の受託会社に対して、平成 28 年 10 月 25 日時点で保有する受益権について当該信託財産をもって買取を当社所定の手続きに基づいて請求することができます。

なお、書面決議に反対された受益者が必ず買取請求しなければならないわけではありません。

### 7. 取得申込の停止

議案に関する書面決議が可決された場合、本 ETF の取得申込は、平成 28 年 12 月 13 日以降、受け付けないこととします。

8. 投資信託約款の変更案

「日経カバードコール指数上場投信」

下線部\_\_\_\_\_は変更部分を示します。

(新)	(旧)
<p>(信託期間) 第3条 この信託の期間は、<u>信託契約締結日から平成29年1月17日までとします。</u></p> <p>(収益分配金および償還金の支払い) 第34条 収益分配金は、計算期間終了日現在において、第16条の受益者名簿に名義登録されている者を、計算期間終了日現在における受益者（以下「名義登録受益者」といいます。）として、当該名義登録受益者に支払います。 ② 償還金は、信託終了日現在の名義登録受益者に支払います。<u>なお、当該信託終了時受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。</u> ③ <u>前項の償還金として受益者に交付する金銭の額は、信託終了時の基準価額（純資産総額を受益権総口数で除した額）に、当該受益者に属する受益権の口数を乗じた額とします。なお、この信託の終了時における税法上の元本の額は、受益権1口あたり、信託の終了時においてこの信託に信託されている金額を受益権の総口数で除した額とします。</u> ④ 受託者は、収益分配金および償還金の支払いについて、受益者名簿の作成を委託した者にこれを委託することができます。 ⑤ 第1項に規定する収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日に、第1項に規定する登録の際に名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座に当該収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。なお、名義登録受益者が第16条第3項に規定する金融商品取引所の会員と別途収益分配金の取扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。 ⑥ 第2項に規定する償還金の支払いは、原則として、<u>信託終了後40日以内の委託者の指定する日から行なうものとし、信託終了時受益者は、受託者から送付される領収書をゆうちょ銀行に持ち込む方式や受託者から振り込まれる預金口座等をあらかじめ指定する方式などにより償還金を受領できます。</u></p>	<p>(信託期間) 第3条 この信託は、期間の定めを設けません。ただし、<u>第44条第1項および第2項、第45条第1項、第46条第1項および第48条第2項の規定によって信託を終了させることがあります。</u></p> <p>(収益分配金および償還金の支払い) 第34条 収益分配金は、計算期間終了日現在において、第16条の受益者名簿に名義登録されている者を、計算期間終了日現在における受益者（以下「名義登録受益者」といいます。）として、当該名義登録受益者に支払います。 ② 償還金は、信託終了日現在の名義登録受益者に支払います。</p> <p>③ &lt;新設&gt;</p> <p>③ 受託者は、収益分配金および償還金の支払いについて、受益者名簿の作成を委託した者にこれを委託することができます。 ④ 第1項に規定する収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日に、第1項に規定する登録の際に名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座に当該収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。なお、名義登録受益者が第16条第3項に規定する金融商品取引所の会員と別途収益分配金の取扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。 ⑤ 第2項に規定する償還金の支払いは、原則として、<u>信託終了後40日以内の委託者の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座に当該償還金を振り込む方式により行なうものとします。</u></p>

以上